

輸出行為別事前確認手続き

具体的な輸出行為ごとの事前確認での使用様式については、下表をご覧ください。なお外国出張等については、「外国出張等自己チェックシート」を使用することで、様式での届出要否を判定することができます。

技術提供・貨物の輸出の内容	使用様式	備考
外国出張等に際し、「外国出張等自己チェックシート」で届出が必要と判定された	様式1-1	事務部確認のため、「届出不要」と判定された場合も、判定結果については旅行命令簿に添付する「日程表及び安全保障輸出管理に係る確認票」に記入してください。
日本国内(本学内を除く)において、外国の組織等に所属する者または特定類型に該当する者と技術に関する情報交換を行う	様式1-1	
電話やメール等により外国の研究者と技術に関する情報交換を行う	様式1-1	
会員制Webサイト(特定の者しか閲覧できない場所)で技術情報を公開する	様式1-1	不特定多数が閲覧できるWebサイトの場合は対象外です。
外国へ物品(市販品、自作品を含む)を送付する	様式1-1	
外国人研究者を受け入れ、技術に関する情報交換を行う	様式1-2	
外国からの一時的な訪問者を受け入れ、技術内容の説明を行う	様式1-2	
教員を雇用する	様式1-2	基本的に事務部で一括して確認しています。
留学生を受け入れ、研究指導等を行う	様式1-2	基本的に事務部で一括して確認しています
日本人学生(大学院生)を受け入れ、研究指導等を行う	様式1-2	基本的に事務部で一括して確認しています